公益財団法人千葉ヘルス財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益財団法人千葉ヘルス財団（以下「財団」という。）定款第１１条及び第２７条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（２）常勤役員とは、原則として祝祭日と週休日以外は財団に勤務する常勤理事を言う。

（３）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

（４）報酬等とは、認定法第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤理事の報酬は、別表第１に定める額とする。

なお、常務理事が通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例とするときは、「嘱託取扱規定に基づき雇用される嘱託の報酬の取り扱い」の例により、通勤手当に相当する額(通勤費)の報酬を支給する。

３　前二項の報酬は、役員等が刑事事件に関し起訴された場合には、起訴された日以降の分について、その支給を停止するものとする。

４　非常勤役員等に対する報酬等は、別表第２に定める額とする。

（定例報酬の額の決定）

第４条　財団の常勤理事への年間報酬総額は、別表第１の金額の範囲内で理事会の承認を得て、決めるものとする。

（報酬の支払方法）
第５条　役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。
　ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
２　役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（報酬の支給方法及び支給日）
第６条　常勤理事の報酬の支給方法は、年間報酬総額を１２で除した額を毎月２１日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日迄に支給する。
２　前項以外の役員等への報酬は、職務執行の対価としてその都度支給する。

（費用）
第７条　財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
２　役員等の出張旅費については、財団職員に関する旅費規程に準じる。

（臨時的緊急措置）
第８条　当該理事が役員としての責任をとることが妥当とする状況があった場合は、理事会の決議によって、役員報酬の減額または支給停止の措置をとることができる。

（日割計算）
第９条　新たに常勤理事になった者には、その日から報酬を支給する。
２　前項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から祝祭日及び週休日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。ただし、死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）
第１０条　この規程により計算した金額に５０銭未満の端数を生じたときは、

これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。

（公表）

第１１条　財団は、この規程をもって認定法第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第１２条　この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（補則）

第１３条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人千葉ヘルス財団の設立登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附則(令和３年５月20日改定)

この規定は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この規定は、令和８年５月25日から施行する。

別表第１　常勤理事俸給表

４月１日から翌３月３１日までの年間報酬総額

役　職　等	年間報酬総額(通勤費を除く)
常勤理事	６００万円以内

別表第２　非常勤役員等の職務執行の対価としての報酬

（１）理事会・評議員会等に出席の場合

役職	報酬額	交通費
評議員（非常勤）	１３，０００円	実費
理事(非常勤)	１３，０００円	実費
監事(非常勤)	１３，０００円	実費

（２）定款第２１条の規定によるみなし決議（予算又は決算に係る決議の場合）

役職	報酬額
評議員（非常勤）	１３，０００円

（３）定款第３６条の規定によるみなし決議（予算又は決算に係る決議の場合）

役職	報酬額
理事(非常勤)	１３，０００円
監事(非常勤)	１３，０００円

（４）上記（１）（２）（３）以外は実費